

○国土交通省告示第八四五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第一項の規定に基づき、評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

国土交通大臣 中野 洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 出 後	改 出 前
第1～第4 (略) 第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別) 1・2 (略) 3 劣化の軽減に関すること 3-1 劣化対策等級 (構造躯体等) (1)・(2) (略) (3) 評価基準 (新築住宅) 次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定 (構造躯体等の劣化軽減に係るものに限る。) に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとすることができる。 イ 木造 ① 等級3 次に掲げる基準に適合していること。 a 外壁の軸組等 外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分 (木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。) が、次の(i)から(iv)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。 (i) <u>地面からの高さ1 m以内の部分について、通気層</u>を設けた構造 (壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを	第1～第4 (略) 第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別) 1・2 (略) 3 劣化の軽減に関すること 3-1 劣化対策等級 (構造躯体等) (1)・(2) (略) (3) 評価基準 (新築住宅) 次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定 (構造躯体等の劣化軽減に係るものに限る。) に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとすることができる。 イ 木造 ① 等級3 次に掲げる基準に適合していること。 a 外壁の軸組等 外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分 (木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。) のうち地面からの高さ1 m以内の部分が、次の(i)から(iii)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。 (i) <u>通気層</u>を設けた構造 (壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられてい

防止するための有効な措置が講じられているものをいう。)又は軒の出が90cm以上である真壁構造(柱が直接外気に接する構造をいう。)のいずれかの構造(以下「通気構造等」という。)となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(イ)から(ニ)までのいずれかに適合するものであること。

(イ) 軸組等(下地材を除く。)に製材又は集成材等(集成材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1152号)に規定する化粧張り構造用集成柱若しくは構造用集成材、単板積層材の日本農林規格(平成20年農林水産省告示第701号)に規定する構造用単板積層材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(昭和49年農林省告示第600号)に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材又は直交集成板の日本農林規格(平成25年農林水産省告示第3079号)に規定する直交集成板(以下単に「直交集成板」という。)をいう。以下同じ。)が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等(合板の日本農林規格(平成15年農林水産省告示第233号)に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格(昭和62年農林水産省告示第360号)に規定する構造用パネル、日本産業規格A5908に規定するパーティクルボードのうちPタイプ又は日本産業規格A5905に規定する繊維板のうちミディアムデンシティファイバーボード(以下「MDF」という。)のPタイプをいう。以下同じ。)

るものをいう。)又は軒の出が90cm以上である真壁構造(柱が直接外気に接する構造をいう。)のいずれかの構造(以下「通気構造等」という。)となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(イ)から(ニ)までのいずれかに適合するものであること。

(イ) 軸組等(下地材を除く。)に製材又は集成材等(集成材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1152号)に規定する化粧張り構造用集成柱若しくは構造用集成材、単板積層材の日本農林規格(平成20年農林水産省告示第701号)に規定する構造用単板積層材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(昭和49年農林省告示第600号)に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材又は直交集成板の日本農林規格(平成25年農林水産省告示第3079号)に規定する直交集成板をいう。以下同じ。)が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等(合板の日本農林規格(平成15年農林水産省告示第233号)に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格(昭和62年農林水産省告示第360号)に規定する構造用パネル、日本産業規格A5908に規定するパーティクルボードのうちPタイプ又は日本産業規格A5905に規定する繊維板のうちミディアムデンシティファイバーボード(以下「MDF」という。)のPタイプをいう。以下同じ。)が用いられているとともに、軸組等が

が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ロ)～(ニ) (略)

(ii) 地面からの高さ1 m以内の部分について、構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK 3以上の防腐処理及び防蟻処理（日本産業規格K1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたK 3以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。以下「K 3相当以上の防腐・防蟻処理」という。）が施されていること。

(iii) 直交集成板を用いる場合であって、基礎と接する直交集成板が、(i)又は(ii)及びbの(i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであり、かつ、基礎と接する直交集成板の外壁側面下端に水切りが設けられていること、当該直交集成板と基礎との間に防水上有効な措置がとられていること及び室内から床下への漏気による水蒸気の供給を遮断するための措置が講じられていること。

(iv) (i)から(iii)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

b 土台

土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し

、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ロ)～(ニ) (略)

(ii) 構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK 3以上の防腐処理及び防蟻処理（日本産業規格K1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたK 3以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。以下「K 3相当以上の防腐・防蟻処理」という。）が施されていること。

(新設)

(iii) (i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

b 土台

土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し

、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。ただし、aの(iii)に掲げる基準に適合している場合にあっては、bに掲げる基準に適合していることを要しない。

(i)～(iii) (略)

c 浴室及び脱衣室

浴室及び脱衣室の壁の軸組等（室内側に露出した部分を含む。）及び床組（1階の浴室廻りで布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて腰壁とした部分又はコンクリート造の腰高布基礎とした部分を除き、浴室又は脱衣室が地上2階以上の階にある場合にあっては下地材を含む。）並びに浴室の天井が、次の(i)から(iii)までのいずれか又はaの(i)から(iv)までのいずれかに適合していること。

(i)～(iii) (略)

d～h (略)

② 等級2

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組等が、次の(i)から(vi)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(i) 地面からの高さ1 m以内の部分について、外壁が通気構造等であること。

(ii) 地面からの高さ1 m以内の部分について、軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等が用いられ、かつ、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布さ

、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。

(i)～(iii) (略)

c 浴室及び脱衣室

浴室及び脱衣室の壁の軸組等（室内側に露出した部分を含む。）及び床組（1階の浴室廻りで布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて腰壁とした部分又はコンクリート造の腰高布基礎とした部分を除き、浴室又は脱衣室が地上2階以上の階にある場合にあっては下地材を含む。）並びに浴室の天井が、次の(i)から(iii)までのいずれか又はaの(i)から(iii)までのいずれかに適合していること。

(i)～(iii) (略)

d～h (略)

② 等級2

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組等のうち地面からの高さ1 m以内の部分が、次の(i)から(v)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(i) 外壁が通気構造等であること。

(ii) 軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等が用いられ、かつ、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹

れ、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻^きに有効な接着剤が混入されたものであること。

(iii) 地面からの高さ 1 m 以内の部分について、軸組等に製材又は集成材等でその小径が12.0cm以上のものが用いられていること。

(iv) 地面からの高さ 1 m 以内の部分について、軸組等に構造用製材規格等に規定する心材の耐久性区分D₁の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等が用いられていること。

(v) 直交集成板を用いる場合であって、基礎と接する直交集成板が、(i)から(iv)までのいずれか及び①bの(i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであり、かつ、基礎と接する直交集成板の外壁側面下端に水切りが設けられていること、当該直交集成板と基礎との間に防水上有効な措置が講じられていること及び室内から床下への漏気による水蒸気の供給を遮断するための措置が講じられていること。

(vi) (i)から(v)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

b その他

①のbからhまでに掲げる基準に適合していること。ただし、②a(v)に掲げる基準に適合している場合にあっては、①bに掲げる基準に適合していることを要しない。この場合において、①c中「aの(i)から(iv)まで」とあるのは、「②aの(i)から

き付けられたもの又は防腐及び防蟻^きに有効な接着剤が混入されたものであること。

(iii) 軸組等に製材又は集成材等でその小径が12.0 cm以上のものが用いられていること。

(iv) 軸組等に構造用製材規格等に規定する心材の耐久性区分D₁の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等が用いられていること。

(新設)

(v) (i)から(iv)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

b その他

①bからhまでに掲げる基準に適合していること。この場合において、①c中「aの(i)から(iii)まで」とあるのは、「②aの(i)から(v)まで」とする。

(vi)まで」とする。

③ (略)

ロ～ニ (略)

(4) (略)

4 (略)

5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること

5-1 (略)

5-2 一次エネルギー消費量等級

(1) (略)

(2) 基本原則

イ 定義

① 「設計一次エネルギー消費量」とは、住宅における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量をいい、等級3、4又は5への適合判定にあつては基準省令第4条第1項に定める方法により、等級6、7又は8への適合判定にあつては基準省令第13条第1項に定める方法により求めるものとする。

② 「基準一次エネルギー消費量」とは、住宅の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量をいい、次の式によって算出するものとする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times R_E + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 R_E 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 基準一次エネルギー消費量 (単位 G J / 年)

E_{SH} 基準省令第5条第1項に定める暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 M J / 年)

E_{SC} 基準省令第5条第1項に定める冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 M J / 年)

E_{SV} 基準省令第5条第1項に定める機械換気設備の

③ (略)

ロ～ニ (略)

(4) (略)

4 (略)

5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること

5-1 (略)

5-2 一次エネルギー消費量等級

(1) (略)

(2) 基本原則

イ 定義

① 「設計一次エネルギー消費量」とは、住宅における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量をいい、基準省令第4条第1項に定める方法により求めるものとする。ただし、等級6への適合判定にあつては、同令第13条第1項に定める方法により求めるものとする。

② 「基準一次エネルギー消費量」とは、住宅の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量をいい、次の式によって算出するものとする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times R_E + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 R_E 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 基準一次エネルギー消費量 (単位 G J / 年)

E_{SH} 基準省令第5条第1項に定める暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 M J / 年)

E_{SC} 基準省令第5条第1項に定める冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 M J / 年)

E_{SV} 基準省令第5条第1項に定める機械換気設備の

基準一次エネルギー消費量（単位 MJ／年）

E_{SL} 基準省令第5条第1項に定める照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ／年）

E_{SW} 基準省令第5条第1項に定める給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ／年）

R_E 次の表の上欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表下欄に定める数値

等級	数値
8	0.65
7	0.7
(略)	

E_M 基準省令第5条第1項に定めるその他一次エネルギー消費量（単位 MJ／年）

ロ 評価事項

(い)	(ろ)
等級	講じられている対策
8	設計一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられていること。
7	設計一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられていること。

基準一次エネルギー消費量（単位 MJ／年）

E_{SL} 基準省令第5条第1項に定める照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ／年）

E_{SW} 基準省令第5条第1項に定める給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ／年）

R_E 次の表の上欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表下欄に定める数値

等級	数値
(略)	

E_M 基準省令第5条第1項に定めるその他一次エネルギー消費量（単位 MJ／年）

ロ 評価事項

(い)	(ろ)
等級	講じられている対策

(略)	
-----	--

- ③ 既存住宅に係る各等級に要求される水準は、等級1を除き、一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、同表の(ろ)項に掲げる対策が講じられていることとする。

(い)	(ろ)
等級	講じられている対策
8	設計一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられていること。
7	設計一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられていること。
(略)	

(3) 評価基準（新築住宅）

イ 等級8

設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（ E_{TA} ）及び基準省令第2条第1項に定めるエネルギー利用効率化設備（以下単に「エネルギー利用効率化設備」といい、(3)並びに(4)イ①、ロ①及びハ①にあつてはコージェネレーション設備を除き、(4)イ②bにあつては当該設備に限る。）による設計一次エネルギー消費量の削減

(略)	
-----	--

- ③ 既存住宅に係る各等級に要求される水準は、等級1を除き、一次エネルギー消費量に大きく影響すると見込まれる劣化事象等が認められず、かつ、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、同表の(ろ)項に掲げる対策が講じられていることとする。

(い)	(ろ)
等級	講じられている対策
(略)	

(3) 評価基準（新築住宅）

(新設)

率（E）は、それぞれ次の（式1）及び（式2）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（ E_{TA} ）にあつては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）にあつては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

$$\text{（式1） } E_{TA} = E_T \times 1,000 / A_{total}$$

$$\text{（式2） } E = (E_S / A_{total}) / E_{TA} \times 100$$

これらの式において、 E_{TA} 、 E_T 、 A_{total} 、E、及び E_S は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{TA} 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（単位 MJ / (m²・年)）

E_T 設計一次エネルギー消費量（単位 GJ / 年）

A_{total} 当該住戸の床面積の合計（単位 m²）

E エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（単位 %）

E_S エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 MJ / 年）

㍷ 等級7

設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（ E_{TA} ）及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）は、それぞれ次の（式1）及び（式2）により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量（ E_{TA} ）にあつては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率（E）にあつては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

㍸ 等級6

（新設）

㍩ 等級6

次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

- ① 設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 (E_{TA}) 及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率 (E) は、それぞれの (式1) 及び (式2) により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 (E_{TA}) にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率 (E) にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

② (略)

三・ホ (略)

(4) 評価基準 (既存住宅)

イ 等級8

次に掲げる基準に適合していること。

- ① 目視・計測等 (仕上げ材等により隠蔽されている部分に係るものを含む。以下この(4)において同じ。) により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)イの基準に適合していること。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 (E_{TA}) 及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率 (E) は、それぞれ(3)イの (式1) 及び (式2) により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 (E_{TA}) にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率 (E) にあっては整

次のいずれかに掲げる基準に適合していること。

- ① 設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量の値を上回らないこと。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 (E_{TA}) は、次の式により算出し、整数未満の端数を切り上げた整数とすること。

$$E_{TA} = E_T \times 1,000 / A_{total}$$

この式において、 E_{TA} 、 E_T 及び A_{total} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{TA} 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 (単位 MJ / (m²・年))

E_T 設計一次エネルギー消費量 (単位 GJ / 年)

A_{total} 当該住戸の床面積の合計 (単位 m²)

② (略)

ロ・ハ (略)

(4) 評価基準 (既存住宅)

(新設)

数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

② 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況について、次に掲げる基準に適合していること。

a 屋根及び外壁の表面の著しいひび割れ又は著しい剥がれ、開口部の建具の著しい破損又は隙間、ひさし又は軒その他の日射の侵入を防止する部分の著しい破損、室内側の床、壁又は天井の表面の著しい結露の跡その他断熱等性能に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。

b 空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及びエネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであること。

ロ 等級 7

次に掲げる基準に適合していること。

① 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ロの基準に適合していること。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 (E_{TA}) 及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率 (E) は、それぞれ(3)イの(式1)及び(式2)により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 (E_{TA}) にあっては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率 (E) にあっては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

② イ②の基準に適合していること。

ハ 等級 6

次に掲げる基準に適合していること。

① 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況

(新設)

ニ 等級 6

次に掲げる基準に適合していること。

① 目視・計測等 (仕上材等により隠蔽されている部

又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ハの基準に適合していること。なお、この場合に明示することができる床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 (E_{TA}) 及びエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率 (E) は、それぞれ(3)イの(式1)及び(式2)により算出し、床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 (E_{TA}) にあつては整数未満の端数を切り上げた整数とし、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減率 (E) にあつては整数未満の端数を切り捨てた整数とすること。

② イ②の基準に適合していること。

ニ 等級5

次に掲げる基準に適合していること。

① 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ニの基準に適合していること。

② (略)

ホ 等級4

次に掲げる基準に適合していること。

分に係るものを含む。以下(4)において同じ。)により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)イの基準に適合していること。

② 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況について、次に掲げる基準に適合していること。

a 屋根及び外壁の表面の著しいひび割れ又は著しい剥がれ、開口部の建具の著しい破損又は隙間、ひさし又は軒その他の日射の侵入を防止する部分の著しい破損、室内側の床、壁又は天井の表面の著しい結露の跡その他断熱等性能に関連する著しい劣化事象等が認められないこと。

b 空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及びエネルギー利用効率化設備のいずれも作動するものであること。

ロ 等級5

次に掲げる基準に適合していること。

① 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ロの基準に適合していること。

② (略)

ハ 等級4

次に掲げる基準に適合していること。

① 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ホの基準に適合していること。

② (略)

ヘ (略)

6 空気環境に関すること

6-1・6-2 (略)

6-3 室内空気中の化学物質の濃度等

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準（新築住宅）

イ (略)

ロ 測定等の方法

測定等は、次の①から③までに掲げる方法によること。ただし、同等の信頼性が確保できる方法又は測定等の対象となる特定測定物質の濃度の過小な評価が行われず、かつ、測定等の対象とならない化学物質による測定等の結果への影響の程度が十分に小さい方法にあつては、①から③までに掲げる方法に代えることができる。

① (略)

② 採取した空気について、ホルムアルデヒドにあつてはDNPH誘導体化による固相吸着—溶媒抽出法及び高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンにあつては固相吸着—溶媒抽出法又は固相吸着—加熱脱着法及びガスクロマトグラフ—質量分析法により、濃度を求めること。

③ (略)

ハ・ニ (略)

(4) (略)

6-4 (略)

① 目視・計測等により確認された評価対象住戸の現況又は評価対象住戸の図書等に記載された内容が、(3)ハの基準に適合していること。

② (略)

ニ (略)

6 空気環境に関すること

6-1・6-2 (略)

6-3 室内空気中の化学物質の濃度等

(1)・(2) (略)

(3) 評価基準（新築住宅）

イ (略)

ロ 測定等の方法

測定等は、次の①から③までに掲げる方法によること。ただし、同等の信頼性が確保できる方法又は測定等の対象となる特定測定物質の濃度の過小な評価が行われず、かつ、測定等の対象とならない化学物質による測定等の結果への影響の程度が十分に小さい方法にあつては、①から③までに掲げる方法に代えることができる。

① (略)

② 採取した空気について、ホルムアルデヒドにあつてはDNPH誘導体化による固相吸着—溶媒抽出法及び高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンにあつては固相吸着—溶媒抽出法、固相吸着—加熱脱着法又は容器採取法及びガスクロマトグラフ—質量分析法により、濃度を求めること。

③ (略)

ハ・ニ (略)

(4) (略)

6-4 (略)

7 ～11 （略）

7 ～11 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和七年十二月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前にされた申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

一 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅

二 前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅